

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレートガバナンスとは、「法令違反行為の未然防止機能の強化」、「ディスクロージャーや株主への説明義務の充実」、「取締役会の真の機能活性化」、「監査役機能強化による取締役の監視強化」及び「不正を防止する仕組み」であると考えております。経営上の重要事項から実務上の諸問題に至る細かい事項まで、法律の専門家の意見や会議への出席を求め、適切な経営判断や業務執行を行う体制ができております。取締役会は毎月1回以上開催し、経営方針・戦略についての意思決定機関として全取締役(3名)及び全監査役(4名)が出席しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 俵 政美 | 1,180,100 | 22.42 |
| 株式会社俵興産 | 422,200 | 8.02 |
| ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシーリ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライ アンツ 常任代理人 香港上海銀行東京支店 | 200,000 | 3.80 |
| 俵 公子 | 191,400 | 3.64 |
| 志村則彰 | 165,000 | 3.14 |
| FP成長支援A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フレンドリー・パートナーズ株式会社 | 130,300 | 2.48 |
| 日本証券金融株式会社 | 120,400 | 2.29 |
| 神尾 尚秀 | 120,000 | 2.28 |
| 氏家 和子 | 64,000 | 1.22 |
| 村山 晴美 | 61,700 | 1.17 |

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 ジャスダック 既存市場

決算期 11月

業種 電気機器

(連結)従業員数 100人以上500人未満

(連結)売上高 100億円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1)上記「大株主の状況」につきましては、2009年11月30日現在の情報となります。
なお、2010年1月18日開催の当社取締役会において、FP成長支援C号投資事業有限責任組合に対し新株式1,315千株を3億6,557万円で発行する第三者割当増資を決議し、2010年2月8日に払い込みが完了しております。
これに伴い、FP成長支援C号投資事業有限責任組合は2010年2月8日付けで当社の主要株主及び筆頭株主になっております。

(2)当社において、支配株主に該当する株主は存在していません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

取締役会の議長 社長
取締役の人数 3名
社外取締役の選任状況 選任していない

現状の体制を採用している理由

社外取締役の選任については前向きに検討しております。また、現在法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠社外取締役1名を選任しております。
なお、現状では、監査役4名全員が社外監査役となっており、客観的見地から経営監視の役割を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
監査役の人数 4名

監査役と会計監査人の連携状況

毎期初、当年度の決算スケジュールについてミーティングを行い、会計監査人の監査計画については監査役会が事前に報告を受けております。また、本決算期においては、会計監査人から監査役への報告が行われ、監査業務全般についての報告がなされております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、監査役の指示に基づき、人事総務グループ及び内部監査グループがその補佐を行える体制を整えております。また、内部監査グループは、その監査結果につき代表取締役及び監査役に対し報告の義務を負っております。

社外監査役の選任状況 選任している
社外監査役の人数 4名

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | |
| 田中 洋一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | |
| 大徳 宏教 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | | ○ | | |
| 穴田 信次 | 他の会社の出身者 | | | | ○ | | | | ○ | | |
| 古川 勝博 | 他の会社の出身者 | | | ○ | | | | | ○ | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-------|--------------|---|
| 田中 洋一 | 独立役員 | 上場大手電気機器メーカーの取締役の経験者で、社外監査役として当社の業務状況及び取締役の業務執行を監査するに適任と判断しております。 |
| | | 公認会計士であり、その専門的知識に精通しております |

| | | |
|-------|---------------------------|--|
| 大徳 宏教 | 独立役員 | とから、社外監査役としての業務執行にあたり適任と判断しております。 |
| 六田 信次 | 独立役員 | 上場企業の取締役の経験があり、現在他の上場企業の監査役を兼務しております。当社としては社外監査役としての業務執行上、適任と判断しております。 |
| 古川 勝博 | フレンドリー・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 | 金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての業務執行にあたり適任と判断しております。 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月1回監査役会を開催しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を行っておりません。今後につきましては、当社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、検討していく予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、決算短信

開示状況 全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び決算短信において、取締役及び監査役の報酬について以下のとおりそれぞれの総額を開示しております。

第34期役員報酬(自平成20年12月1日 至平成21年11月30日)
 取締役(支給員数)3名(総額)136,109千円
 監査役(支給員数)3名(総額)11,000千円
 計(支給員数)6名(総額)147,109千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は選任しておりません。社外監査役のサポートについては、人事総務グループ及び内部監査グループが必要に応じて、監査役の指示に基づきサポートを行える体制、及び連絡報告の体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- (1) 取締役会
 当社の取締役会は、取締役3名から構成されます。取締役会は毎月1回以上開催し、取締役社長が議長となり、取締役会規則に従って業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。また、主な部署のグループリーダーによる事業推進会議での報告事項や検討事項の報告、月次事業報告等がなされるとともに、実質的かつ活発な議論を行っております。
- (2) 監査役会
 監査役会は、監査役4名から構成されます。監査役4名全員が社外監査役であり、取締役の業務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- (3) 内部監査
 当社は、代表取締役直轄で内部監査グループ(1名)を設置しております。内部監査グループは、監査役と連携して年1回以上全部署の監査を実施し、内部監査の結果を取りまとめ、その結果を代表取締役社長へ報告しております。また、内部監査の結果により是正処理を必要とするものは改善事項の指摘・指導を行っております。
- (4) 会計監査人
 当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。業務執行担当の公認会計士2名と監査業務補助として公認会計士3名、会計士補8名の合計11名で監査を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

| | |
|-----------------|--|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は11月末決算の会社であり、毎年2月下旬頃に株主総会を開催しており、集中日にはあたりません。 |
|-----------------|--|

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

| | | |
|-------------------------|--|----|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期決算、本決算の決算短信発表後、年2回会社説明会を実施しており、東京証券取引所「兜倶楽部」へ開催の旨を通知、同じくアナリスト向け及び機関投資家向けに通知し、毎回合計50名超の出席者の参加を頂いております。 | あり |
|-------------------------|--|----|

| | | |
|---------------|---|----|
| IR資料のホームページ掲載 | TDnet経由の開示資料、及び株主への配布書類は全て、速やかにホームページへ掲載しております。 | なし |
|---------------|---|----|

| | |
|------------------|--|
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 情報開示担当役員:取締役会長 志村則彰 IR担当部署:人事総務グループ |
|------------------|--|

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

| | |
|------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 製造メーカーとして、法令遵守に従い、欧州RoHS対応、グリーン調達の実施、産業廃棄物に関する外部契約等、環境保全・CSR活動に貢献しております。 |
|------------------|--|

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令等の遵守及び社会倫理の実践(コンプライアンス)を業務執行上の重要課題の一つとして位置づけ、その目的達成のため、以下の経営管理システムを用いて継続的に監視する。
 - A. 取締役会及び取締役による意思決定
当社または当社グループ全体に及ぼす重要事項については、取締役会開催の開催による多面的な検討を経て慎重に意思決定を行う。重要な経営事項につき、取締役で構成する会議等で審議する。
 - B. 監査役による監査の実効性を確保する為、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有し、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - C. 社外の弁護士が取締役会に出席することにより、法令遵守チェック体制を実施する。
 - D. 内部監査を全部署に実施する。
 - (2) 当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、レポーティングラインまたは匿名のコンプライアンス・ホットライン経由で社外監査役または社外の弁護士に報告する体制とする。重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、会社的にその内容を周知徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 取締役会、その他重要会議等の議事録、稟議決裁書その他職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保管・管理し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (2) 取締役は、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存・管理を適正に行うよう指導するものとする。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理基本方針を策定し、適切なリスク管理体制の整備を行うとともに、これを各部門に浸透させる。
 - (2) 組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は人事総務グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
 - (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を委員長とし必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなど危機対応のための規程、組織を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、中期経営目標を柱に年度予算を作成し、全社的な目標を設定する。
 - (2) 定例取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - (3) 社内規程に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適性かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
5. 株式会社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 主要な関係会社に対し、定期的に法令・定款及び社内規程等の遵守状況の監査を実施する。
 - (2) グループ会社を含めた適正な財務報告を作成し、グループ間取引の適正を図るための必要な措置をとる。
 - (3) グループ会社独自の業務適正化のための体制整備について、必要な助言・支援を行う。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - (1) 監査役を補助する組織を人事総務グループとする。
 - (2) 監査役の監査業務については、原則として内部監査グループが補助する。
 - (3) 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
7. 前号の使用人の、取締役からの独立性に関する事項
「前号6.」所属の使用人の任命、異動、人事考課、懲罰については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は当社及び当社グループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループ各社に影響を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求め、社内の書類・資料等を閲覧することができるものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の監査役は、過半数以上を社外監査役とし、監査役会の独立性を確保するものとする。
 - (2) 監査の実効性を確保するため、代表取締役との意見交換、必要な社内会議の出席等、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
 - (3) 監査役は、内部監査グループの実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (4) 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について監査役が事前に報告を受けることとする。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制

